

マリーナ秋田レンタルボートクラブ会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本クラブは、「マリーナ秋田レンタルボートクラブ」(以下、「クラブ」)と称します。

(目的)

第2条 クラブは、会員が株式会社マリーナ秋田(以下、「会社」)の管理するレンタルボートを利用することにより、地域活性の場の提供と海洋性スポーツの普及振興を目的とします。

第2章 会員

(会員資格)

第3条 会員は、満18歳以上で2級以上の小型船舶操縦士免許を保有している者としてします。

2 会員資格は入会より2年間とし、更新した場合はさらに2年間の会員資格を得るものとします。

3 入会時に「一般会員」、平日のみ利用可能となる「平日会員」を選択出来ます。この会員区分の変更は、2年ごとの更新手続き時のみ可能とします。

(会員資格の失効)

第4条 会員は次の各号の一にでも該当した場合には、会員資格を失います。

1. 期日までに更新の手続きを行わなかったとき。

2. 会則、その他会社の定める規則に違反した場合。

3. クラブの運営を故意に妨害し、クラブの信用を傷つけ、また秩序を乱したとき。

4. 会員が死亡したとき。

(資格譲渡の禁止)

第5条 会員資格は、第三者に譲渡することは出来ません。

第3章 利用について

(利用条件)

第6条 会員は別に定める利用規則に遵守し、レンタルボートを利用することとします。

(レンタルボートの利用)

第7条 会員は別に定めるレンタルボート利用料金、燃料代、その他オプション代を支払うものとします。

2 利用に際しては、安全講習を受講の上、会社の指示に従うものとします。

3 平日会員が土日祝日に利用する場合は、非会員料金を支払うものとします。

4 会員都合による予約キャンセル料は、予約日の当日は利用料金の全額、前日～2日前までは半額とし、3日以前は無料とします。予約日の変更の場合も、同様のキャンセル料を支払うものとします。

第4章 その他

(事故責任)

第8条 会社は、レンタルボートに船体保険、賠償責任保険、搭乗者傷害保険、捜索救助保険を加入させます。但し、免責額、その他の保険金により補填されない損害については、会員の負担とします。

・船体保険 船体時価額(免責10万円) ・賠償責任保険(対人・対物共通) 1億円

・搭乗者傷害保険 1名につき 2,000万円 ・捜索救助費用保険 1事故限度額 200万円

2 会社は、会員がレンタルボート利用に際し生じた事故により被った損害については、前項の保険金により保証される範囲を除き、一切その責任を負いません。ただし会社に故意または明らかな過失があったときは、この限りではありません。

3 会員はレンタルボートの利用に際し、その責に帰すべき事由により、会社または第三者に対して損害を与えたときは、第1項の保険金により保証される範囲を除き、その賠償の責を負うものとします。

(利用制限)

第9条 会社は悪天候時、故障その他の理由によりレンタルボートの利用が不可能であると判断されるときは、利用を制限することが出来ます。

2 前項の場合、会員は会社に対し、補償その他何らの請求、意義申し立てをすることは出来ません。

(定員)

第10条 搭乗者の総数は各レンタルボートの定員までとします。安全上の配慮より、小人も一人と計算させていただきます。

(附則)

本会則は、2024年8月1日より施行する。